

高岡市上下水道局検針票広告事業広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高岡市上下水道局広告事業実施要綱（平成27年9月1日施行）第5条第1項の規定に基づき、検針票に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 掲載する広告の位置は検針票の裏面の指定した場所とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、発行部数等は次のとおりとする。

- (1) 広告枠のサイズ 縦50mm×横60mm 以内
- (2) 刷り色 2色 (青色 赤色)
- (3) 広告を切り取る形式のものは不可 (割引券等として使うような広告)
- (4) 発行部数 一ヶ月当たりの水道メーター検針数相当
- (5) 配布方法 水道メーター検針時に各戸に配布

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は発行年度単位とする。

(広告掲載手続き)

第5条 高岡市上下水道局広告事業実施要綱第6条第1項に規定する広告掲載申込書（様式第1号）の提出期限は、広告を掲載する検針票発行前年度の11月10日（10日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日とする。）とし、広告掲載申込書提出時に、募集要項に定めた添付書類とあわせて申し込みを行うものとする。

2 高岡市広告事業実施要綱第6条第3項に規定する誓約書（様式第3号）は、同条第2項の規定する広告掲載承諾書（様式第2号）の交付を受けた日から起算して10日以内に、募集要項に定めた添付書類を添えて提出するものとする。

(広告掲載料金)

第6条 広告掲載料金は、150,000 円（消費税込み）とする。

(広告掲載の順位)

第7条 高岡市上下水道事業管理者は、広告掲載希望者が複数の場合は、次の順位により決定する。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある民間企業で市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の民間企業または自営業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) その他企業または自営業等

2 前項の規定によっても掲載する広告を決定することができないときは、抽選により決定する。

(その他)

第8条 要綱及び基準に規定のない事項については、別途協議のうえ定める。

(施行期日)

この基準は、平成27年9月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

高岡市上下水道事業管理者 あて

住 所

（法人又は団体にあつてはその所在地）

氏 名

㊞

（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者氏名）

次のとおり広告の掲載を申し込みます。

掲載希望媒体	
掲載希望月等	
記載希望枠	
広告概要	
添付書類	

備考

様式第2号（第5条関係）

広 告 掲 載 承 諾 書

年 月 日

様

高岡市上下水道事業管理者

次のとおり広告の掲載を承諾します。

掲載媒体	
掲載月等	
記載枠	
広告掲載料	円
承諾条件	

備考

様式第3号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

高岡市上下水道事業管理者 あて

住 所

（法人又は団体にあつてはその所在地）

氏 名

⑩

（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者氏名）

私は、次のとおり広告を掲載するにあたり、関係法令及び高岡市上下水道局広告事業実施要綱に定める事項を遵守することを誓います。

掲載媒体	
掲載月等	
記載枠	
広告掲載料	円
備 考	